コンセッションの事例報告

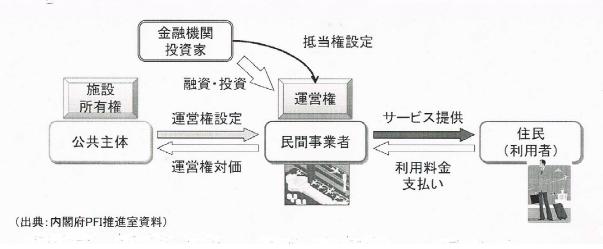
(水道法改正に関連してのコンセッション調査報告)

- 1、福岡空港
- 2、鳥取県県営水力発電所
- 3、浜松市下水道
- 4、愛知県県営道路
- 5、厚生労働省資料
- 6、岸本聡子さん(トランスナショナル研究所(オランダ) によるレポート
- 7、 自治体の関与を制限する報道記事

コンセッション方式のスキーム

〇コンセッション方式の概略は以下のとおり

- ▶利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。
- ▶公共施設運営権は物権的性格をもち、登記され、また、これに対し抵当権を設定できる。
- ▶事業範囲は、事業運営全般(施設整備(計画~整備)、維持管理、料金収受や経営計画の策定など)
- ▶公共の業務は、運営権者のモニタリング(事業監視)がメイン。
- ▶制度上の課題に、公共が行った場合には課せられないが民間(運営権者)には課せられる法人税負担など、公共とのイコールフッティングがある。



コンセッションとは

コンセッションとは民間事業者が投資家から資金を集めSPC(特別目的会社)を設立し、国や自治体から施設の運営権を買い取り、収益事業を行ない、法人税等を払い、投資家に配当します。施設は国や自治体の所有となりますが、SPCは日常的な施設の維持管理を行い、利用者から直接利用料金を徴集し事業を行います。運営権は契約期間を過ぎれば国や自治体に返還されます。運営権は融資の担保にすることが出来ます。

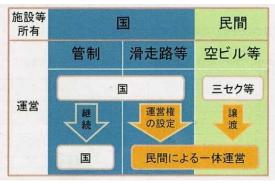
PFIはSPCが施設の建設及び維持管理を一体で受注し、発注者の自治体は20年~30年程度の期間で使用料としてSPCに分割払いします。この仕組みは基本的にコンセッションも同じですが、異なるのはPFIでは施設の利用者から徴収する料金は自治体が決めますが、コンセッションはSPCが利用者の利用料金額を決めることが出来ます。

PFIもコンセッションも事業内容は知的財産とされて公開されないため、自治体の議会では本当に安くなるのか検証できません。また、福岡市のPFIの事例を見ると働く人の賃金が引き下げられることから、低賃金構造を助長する恐れがあります。

PFIもコンセッションもSPCは利益が出る業務しかしないし、リスクがあるものや収益を悪化させるものについては自治体が負担するケースが多くあります。また、銀行からの借入金利は自治体が借りる金利より高いケースがあり、近江八幡市の病院のPFIの場合はプレミアム金利まで加算された例があります。

●福岡空港の民営化(コンセッション)

福岡空港問題は1989年に九州地方知事会と九州経済連合会が九州国際空港検討会を設置したことから始まりました。九州知事会で意見がまとまらず、福岡県は1993年に福岡空港将来構想検討委員会を設置し、1995年に玄界灘東部(新宮沖~津屋崎沖)に650ha、3500m級の複数滑走路の案を提示しました。その後、県・市・経済界で新福岡空港調査会を発足させ、2002年に新宮沖を優位と



し、560~クタールの海上空港、3000メートル滑走路2本、建設費8200億円の新福岡空港基本構想を発表しました。しかし、洋上建設のため建設費が1兆円を大きく超えると見込まれたことから海上空港建設が断念され、滑走路増設に変更されました。福岡空港は2種空港であり、国土交通省は滑走路増設の費用はコンセッションの運営権売却益を充てることを条件としました。コンセッション導入に当たり福岡空港の借地権80億円の負担が問題となりましたが、国が負担することでコンセッション導入が決まりました。2017年5月に入札され、2018年8月に運営権者が決定されました。

○福岡空港の運営会社

福岡エアポートHDグループ

代表企業 : 福岡エアポートHD株式会社

コンソーシアム構成員:西日本鉄道株式会社

三菱商事株式会社

Changi Airports International Pte. Ltd.

九州電力株式会社

(1) 事業期間

30年間(災害などの不可抗力等による延長があった場合, 最長 35年間)

(2) 事業方式

- 〇 国は、公募により民間事業者(優先交渉権者)を選定
- 選定された民間事業者は、本事業の遂行のみを目的とする特別目的会社 (SPC:運営権者となる空港運営会社)を設立
- 運営権者は、国から公共施設等運営権の設定を受け滑走路等の運営を実施。 また、ビル会社の株式を取得しターミナルビルの運営を実施
- 国は運営権者から運営権対価等を収受

■運営権対価等

- ・空港ビル会社株式取得額 450 億円 (一括払い)
- ・運営権対価一時金 200億円(一括払い)
- 運営権対価分割金 最低 47 億円 (年額) ※応募者が提案
- 発着回数に応じた収益連動負担金(平行誘導路二重化後)を年度毎支払

(3) 事業の範囲

- ア 空港運営等事業 (滑走路等の維持管理・運営、着陸料等の設定・収受等)
- イ 空港航空保安施設運営等事業 (航空灯火等の維持管理・運営等)
- ウ 環境対策事業 (航空機騒音障害防止法に規定する事業等)
- エ ビル・駐車場事業 (旅客・貨物ビル施設事業, 駐車場施設事業)
- オ その他 (地域共生事業, 空港利用促進事業等)

〇福岡空港の民営化(コンセッション)の大きな課題

- ① 借地料 (年間 8 0 億円) は国が負担 していること(私たちの税金)
- ② 国と民間事業者のリスク分担など が課題
- ③ SPCの計画では現在44路線乗 降客2,380万人を2048年に

航空ネットワークの将来像	現状	2023年度	2048年度
東・東南アジア	8ヵ国 15路線	11ヵ国 22路線	14ヵ国 51路線
国際路線(東・東南アジアを含む)	10ヵ国	13ヵ国	25ヵ国
	18路線	26路線	67路線
国内路線	23都市	23都市	30都市
	26路線	26路線	33路線

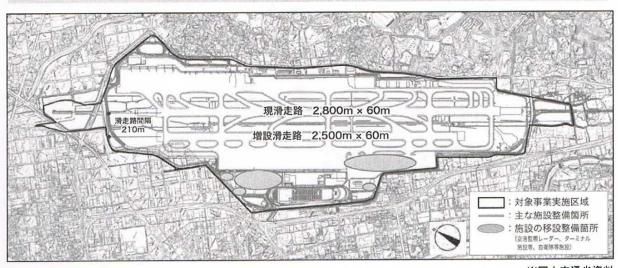
は $1\ 0\ 0$ 路線乗降客 3 , $5\ 0\ 0$ 万人にするとしており、周辺地域の騒音問題が更に深刻化する恐れがあります。

④ 超高齢化、人口減少が進む中で海外からの来福者を1,000万人増やす事業計画になっていますが、様々な都市問題を引き起こす恐れがあります。

○福岡空港の完全民間空港化が必要

福岡空港はまだ日本人が立ち入ることが出来ない米軍専用区域(基地)が残っていること、また滑走路は米軍と共用になっており、軍事空港であり完全な民間空港になっていません。滑走路が2本になれば基地機能としては拡充される。米軍基地である限り、有事(戦争状態)には福岡市は軍事目標となり、また米軍の海外への軍事行動に利用される。完全民間空港を実現する必要があります。

参考 滑走路増設事業の概要



※国土交通省資料

增設滑走路形状	長さ:2,500m 幅:60m		
滑走路増設後の処理容量	18.8万回/年		
供用開始予定日	平成 37 年 3 月末		
総事業費	約 1,643 億円【注】		

【注】他に民間事業費:約200億円がある。

※増設される滑走路の建設費用1,643億円、滑走路増設は国が実施。

●鳥取県県営水力発電所のコンセッション

日時: 2018年7月30日(月)13:30~14:40

説明員:総務部行財政改革局資産活用推進課山根淳一係長

企業局経営企画課民間活力導入推進室中西徹室長、西垣俊宏係長

調査目的:福岡市において第二展示場にコンセッション導入する計画があり、コンセッションの事業枠

組みとリスク分散、事業効果について調査した。

1) コンセッション導入の経緯

鳥取県では内閣府・総務省が2015年12月に従来型手法(直営整備)に優先してPPP/PFI手法 導入を検討する規定を定めることを求める通知が出されたことを受けて、2016年3月に全国に先駆 けて規定を策定した。国においては、2018年6月に経済財政運営と改革の基本方針2018,未来 投資戦略2018を策定し公共施設等運営権の拡大を推進している。

鳥取県の PPP/PFI 優先的検討方針では、対象事業は①建設費の総額が 1 0 億円以上の公共施設整備事業 (新築・改築)、②単年度の運営費が 1 億円以上の公共施設整備事業 (運営等)、但し、他の自治体で実績がある事業は①②の基準以下でも検討できるとしている。検討プロセスは①事業当局から総務部への協議、②庁内での定量評価及び定性評価、③コンサルタント業者による導入可能性調査を参考とした評価を経て決定する。庁内の対象事業の検討は副知事をトップとする「県有施設・資産有効活用戦略会議」を設置して検討されている。

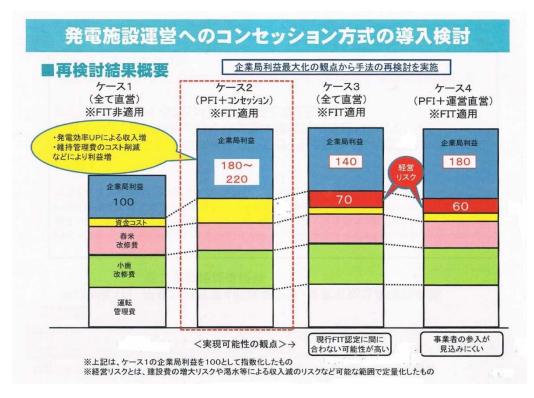
鳥取県においては既に県営鳥取空港にコンセッション方式を導入、運営権者は空港ターミナルビル運営会社を指定し、2018年7月から運営を始めている。現在、3水力発電所のコンセッション方式導入を決定しており、更に県立美術館についてコンセッション方式導入を検討している。

2) 水力発電所のコンセッション導入の経緯

2016年3月29日に鳥取県 PPP/PFI 優先的検討方針が策定され、県営発電所施設 PFI 手法検討調査及び導入可能性調査が2017年度に行われた。検討事項は、発電施設の長寿命化・効率的な運営→民間資金・技術を活用した発電施設の再整備、地域帰巣性の実現→民間への市場開放に伴う地域経済の活性化、県利益の最大化→FIT 適用・発電事業の効率化を視点に、PFI+コンセッション方式を検討。2018年1月の第4回県有施設・資産有効活用戦略会議第二次評価結果で、老朽化した発電所の改築に伴い、FIT 適用を受けられるような改修事業にすることでコンセッション方式を導入することは可能であるとした。コンセッション方式を導入する場合、各ケースの中で最大の県の収益額(PFI+町営運営)及び県営で回収中の春米(つくよね)発電所の改修費の合計額を運営権対価の最低価格として設定することを基本とした。

検討結果として、小鹿第一・第二発電所の改修に合わせてPFI手法を導入し、運営権対価の設定の 留意の上、両発電所と併せて春米(つくよね)発電所の運営に対してコンセッション方式の導入を検討 することが有効であると考えられるとした。5月まで「コンセッション方式導入の是非の再検討」を実 施。再検討の結果、企業局の経営リスクが移転できるとともに、民間事業者の発電効率アップによる収 入増、維持管理費のコスト削減等により利益が見込まれるため、ケース2のFIT適応の改修事業を行 うPFI+コンセッション方式とした。

6 月から事業説 明会及びサウンデ ィングの実施と実 施方針及び要求水 準案の策定、8月頃 に日野川第一発電 所のPFI対象施 設への追加の是非 の判断をするとし ている。6月の事業 説明会には 70 社 ほど参加があっ た。現在要求水準 を策定中である。 改修が必要な時期 であり、改修する



ことで FIT (低額買い取り制度) の適用を受けることが出来るようにする。FIT の適用を受ければ出力 5 千 kw 以下は 27 円/kw (小鹿第一 3600kw)、出力 5 千 kw 以上 20/kw (小鹿第二 5 2 0 0 k w 、春 米 (つくよね) 7 9 0 0 k w) になり、事業収益を増やすことが可能と考えられている。この FIT 売 電価格は 2020 年稼働施設までの適用のため、事業が間に合うように検討を進めている。

3) 事業スキーム

①対象事業

対象発電所は県営水力発電所11の内、運転開始が昭和32年の小鹿第一発電所、昭和33年の小鹿

第二発電所、昭和35 年の春米(つくよね)発 電所の約60年経過した3水力発電所としている。日野川第一発電 所(昭和43年運転開始)について検討中。対 象施設はダムまたは調 整池を含む発電所の全 てを対象とする。

ダム又は調整池を含む、発電施設全てを対象施設とする。

小鹿第一発電所	小鹿第二発電所	舂米発電所
中津ダム	• 三朝調整池	茗荷谷ダム
• 取水設備 (中津ダムを含め、合計5箇所)	• 取水設備 (三朝調整池を 含め、合計5箇所)	・ 取水設備 (茗荷谷ダムを 含め、合計10箇所)
幹線導水路(圧力隧道、 水管橋)等、各取水支線	• 幹線導水路(圧力隧道、 無圧隧道)等	幹線導水路(圧力隧道) 及び縦構等、各取水支線
・サージタンク	・ サージタンク	・サージタンク
• 水圧管路	• 水圧管路	• 水圧管路
・ 発電所基礎・建屋・ 水車・発電機、変電設備	・ 発電所基礎・建屋、門型 クレーン	発電所基礎・建屋、門型 クレーン
等その他電気関係設備 ・ 放水路	・水車・発電機、変電設備等その他電気関係設備・ 放水路	水車・発電機、変電設備 等その他電気関係設備放水路

②対象業務

対象業務は小鹿第一、第二はFIT適用事業の申請及び改修工事の設計、既存施設の解体撤去、建設工事、ダム管理を含む運営維持管理としている。春米(つくよね)発電所は県が改修を始めており、ダム管理を含む運営維持管理業のみとしている。FIT適用になるためには近畿設備と同等の設備に再整備する必要があり、発電所は実質的に前更新することになる。水利権は県が引き続き保持・申請する。

リスク分担については大規模災害を除いては事業者負担とし、電気主任技術者、ダム水路主任技術者等 必要となる技術者は全て事業者が配置する。ただし、技術移転に必要な支援は行うとしている。電力契 約は事業者が決める。

	再整備業務			運営維持業務
	申請・設計	既存施設の解体 撤去	建設工事	ダム管理を含む
小鹿第一発電所	0	0	0	0
小鹿第二発電所	0	0	0	0
舂米発電所	*	×	×	0

【凡例】 〇:事業範囲内 *:事業範囲外(県が実施)

※1:小鹿第一発電所及び小鹿第二発電所については、固定価格買取制度における水力発電に係る、新設区分の買取

単価の活用を前提とし、発電設備を実質的に全更新し、新設設備と同等の設備に再整備するものとする。

※2:運営維持業務は、リスク・役割分担、技術移転を行うことを前提としている。

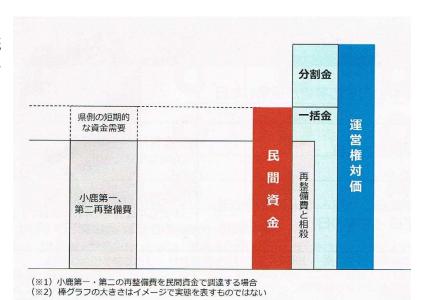
※3:発電所を管理するための事務所は、コンセッション事業者が新たに設置することを前提とする。

③事業期間

事業期間は基本的にはFIT適用の20年間とし、春米(つくよね)発電所においては2020年には改修終了していることから2020年4月1日から20年とし、小鹿第一、第二は整備後から2040年までとし、3水力発電所の契約終了時を併せる。契約終了後は、耐用年数を50年と考え15年毎に市場等の状況を鑑みて協議により契約更新について検討する。

4)運営対価

基本的には県の収入を最大限にする。既 設設備の再整備事業であるため、これまで の実績があることから事業リスクは少ない こと、受託事業者は水力発電に一定の経験・ 実績がある企業の参入が期待できることを 前提に考える。



所見

鳥取県における水力発電のコンセッション方式は、FIT適用を前提にしており 20 年間の売電価格が保障されること、およびこれまでの運転実績から発電量の予測が比較的容易であることから、事業は安定性が高いと考えられる。しかし、昨今の異常気象の常態化は 20 年間のリスクをどのように考えるのか、この点のリスクも考えなければならない。また、再検討における県の経営リスクをどの程度見る

のかによって結果が異なり、民間開放を優先したと思われる。また、地域創生の視点から地場事業者の 参入が課題と思われる。

鳥取県の事例を見ると、福岡市の第二展示場のコンセッション方式導入の場合は、長期の契約期間における経済状況の変化等による需要予測ができるのか、施設建設投資の回収ができるのか、リスク分担のあり方が課題と考えられる。

●浜松市下水道コンセッション

<第1回目の調査>

浜松市における経営権委譲のPFI方式(コンセッション方式)の調査 調査日 2013年11月

福岡市議会議員 荒木龍昇

1、浜松市の下水道事業の現状

2005年に12市町村が合併し、11処理区、10ヶ所の終末処理場(下水処理場)を有している。2012年度81.2万人、下水道普及率79.4%。人口密集に応じて下水道処理地区と合併浄化槽処理地区にしている。2015年度には処理面積74%、処理人口57%を占める西遠流域下水道事業を県から移管される。それまでは小規模事業であったため移管に向けての体制づくりが急がれている。

2、検討の経緯

浜松市においても少子化、人口減少の時代を迎え、使用料及び市税収が増えない中、将来の維持管理の負担の問題と財政健全化が課題となっている。その取り組みとして、一部処理区域において、複数年契約、複数業務の一括発注、放水水質等を要求水準とする性能発注による包括委託がなされてきた。しかし、「契約年数(3~5年)が短いため、民のノウハウが十分生かせない」、「民のコスト縮減努力が予定価格の低下につながり民の効率化意欲や受注意欲が低下している」、「契約更新時の追加的なコスト削減にも限界がある」「修理は小規模に限られることが多く、間が修繕する部分都民が修繕する部分が混在する場合もある」などの問題が指摘されていた。

そのため、契約期間の長期化や、施設の維持管理と改築更新をパッケージで発注することで、民が「中長期的視野で下水道施設の運営から改築までの一体的なサービスを提供し、ライフサイクルコストの削減を図ることが出来る」、官民双方にとって魅力ある事業のあり方の可能性と課題を検討することにした。

具体的には湖東処理区と館山寺処理区をモデルとして、2011年に改正されたPFI法により制度化された、設計・施工・維持管理に運営権を加えたコンセッション方式と、設計・施工・維持管理を一括発注するDBO方式との比較をした。そのために、アンダーセン・毛利・友常法律事務所、野村総研。静岡銀行、日本下水道事業団、国土交通省下水道企画課、松山市でワーキングチームを構成し検証した。

3、検討内容

コンセッション方式は受注事業者が改築工事と維持管理、運営を行い、市は平準化可能な「サービス対価」を事業者に支払う。サービス対価は本来市が事業した場合の維持管理費及び改修費を基に契約され、市の支払いの原資には下水道事業に対する一般会計繰入金及び国庫補助金である。事業者は市民から直接使用料を徴収し、市からのサービス対価と併せて事業収入となる。施設の所有者は市であり、事

業者は市へ施設使用料を払う。

事業者の支出は施設改修及び維持管理にかかる費用、借入金の返済と借入利息、更に法人税等が新たに発生する。事業者の利益は収入から支出を差し引いたもので、維持管理や改修費を縮減できても、借入金利が民間の借り入れがたくなること、新たな税負担が生じることから利益が出にくくなる。

下水道会計においては収入は事業者からの施設使用料および下水道事業既存施設建設費償還のための一般会計繰入金、支出は契約管理費、既存施設建設借入金の償還とその利息となる。下水道会計の収支は収入から支出を差し引いたもので、民間の利益を一定程度保障するとなれば施設使用料を下げざるを得ず、事業効果が出にくくなる。

コンセッション方式における借入金利は一般的に公的な借入より高くなる問題と施設を借りて経営するため法人税など税負担が生じる。また、改築更新試算の追加修繕等が生じた場合は事業者の負担となり、利用者の増減による収入のリスクを事業者が負うことになる。また、事業終了間際に投資すると減価償却が単年度に多額に生じ、サービス対価は平準化されているため決算は赤字になる。そのため、事業者の施設更新は比較的早い時に行うことが考えられ、民間による事業での施設の長寿命化の効果も十分発揮できなくなる恐れがある。

これらの対策として①将来予測されている改築投資をあらかじめ引き当て金に算入できること、②投資実行時以降の投資支出の償却(繰延資産の償却)を施設の耐用年数ではなく契約期間で償却可能にすること、③毎年度一定のサービス対価等のうち改築相当費を前受金として貸借対照表上に積立て、改築実施年度に必要額を益金に振り替え、売却処理することが考えられるが、税制面での整備が必要となる。今回、①維持管理費の3割カット、②資本的支出費3割カット、③施設の5年間の長寿命化、④税制面での整備がなされたとして想定で試算した結果、一般会計繰入削減効果は年間数%~10数%、約1千万円程度となった。しかし、具体的な資本支出費3割削減等の中身については検証されていない。

DBO方式は維持管理費・施設更新費は委託工事費として支払われるため受注者には税負担はなく、追加的修繕が生じた場合は瑕疵責任期間(浜松市は2年)が過ぎれば事業者の負担はなく、利用者の増減による収入のリスクは事業者にない。DBOでも事業費削減は出来るが、市としてはサービス対価の平準化は出来ない。

4、検討結果

コンセッション方式はまだ税制面など、未解決の問題が多い。事業者と市との意図や認識のずれを回避するために双方の対話が重要。民間のノウハウの発揮を促すためのインセンティブが働く仕組みやペナルティ設定の検討は必要である。また、トラブルを避けるために、資産台帳の整備や現地の立ち会いなど、既存施設の引き継ぎの際の資産査定も課題となる。現状では運営と更新型DBO方式が導入の可能性が高いという結論であった。いずれにしても、民間のノウハウの発揮させるためには契約期間を長期にする必要がある。

5、今後の課題

成熟社会を迎え、少子化、高齢化が進み福祉、教育、医療費など義務的経費が今後拡大していくことが見込まれる一方、人口減少が始まり日本経済は縮小せざるを得ず税収の伸びは期待できない。この様な情況で、戦後拡充してきた公共施設及びインフラの老朽化が大きな課題となっている。福岡市においてもアセットマネジメントに取り組み、公共施設や道路・橋梁、上下水道の維持補修・更新事業の平準化を図っている。経費縮減の方策としてPPP・PFIが様々なところで検討され、民間ノウハウの活

用が検討されている。その一つにコンセッション方式があり、全国の空港や上下水道事業において検討が始まっている。今回浜松市における検討状況を調査した。コンセッション方式についてはまだ税制の問題や資産引き継ぎの問題、また市の技術の継承などの課題があることがわかった。さらに、使用料金を含めたサービスの質の確保、トータルな経費節減の検証、公契約労働者の雇用条件の確保などの課題が残る。行政のアウトソーシングが地域の雇用と経済に与える問題も検証がなされる必要がある。

<第2回目の調査>

日 時 日時 2018年1月25日 (木)、14:00~15:30

説明員 上下水道部総務課山崎昭経営企画担当課長、上下水道部総務課内山輝義官民連携グループ係員目 的 自治体において事業の効率化・経費削減を進めるために官民連携が取り組まれている。民間活用は指定管理者制度、PFIが取り組まれているが、さらにPFI法を改正して運営権を譲渡するコンセッションを国は推進している。コンセッションはすでに空港で始まっているが、下水道事業でのコンセッションは浜松市が初めてであり、下水道事業におけるコンセッション導入状況について調査した。

1、コンセッション導入の経緯

浜松市は 2005 年に 12 市町が合併して政令市となった。人口は 2017 年 4 月 1 日の住民台帳では 806,407 人となっている。政令市に移行したことから浜松市東部の県営西遠流域下水道事業が浜松市に 移管されることとなり、合併特例による 10 年間の猶予期間を活用して事業のあり方について検討した。 市長として「民ができることは民で」という考えがあり、コンセッションの検討が始まった。

2011年に国の支援で下水道事業においてコンセッション導入の可能性について検討を始め、2014年にコンセッション導入計画について決定、同年6月から7月にかけて1ヶ月間のパブリックコメントを実施した。2015年4月に実施方針素案を公表、2016年2月に下水道条例を改正、西遠流域下水道を事業選定した。同年5月に事業者募集要項等を公表、同年8月に入札を受け付け、2017年3月に優先交渉権者を選定、同年10月に基本協定を締結した。

応募者はヴェオリア(フランス資本・代表企業)・JFEエンジニアリング・オリックス・東急道路・ 須山建設グループ(浜松市地場ゼネコン)のグループと、日立製作所(代表企業)・ウォーターエージェ ンシーのグループであった。日立・ウォーターエージェンシーグループは現在西遠流域下水道の管理を 静岡県から受託しており、入札では有利とみられていたが、結果はヴァオリアグループが落札した。最 も大きな要因はヴァオリアグループが運営権対価として 25 億円を提示したことによる。受託事業者と しては、ノウハウをつけて海外に事業を広げることを期待する一方で、提案事業が契約通りに実施され るのか、今後の課題としてある。

2、事業の概要

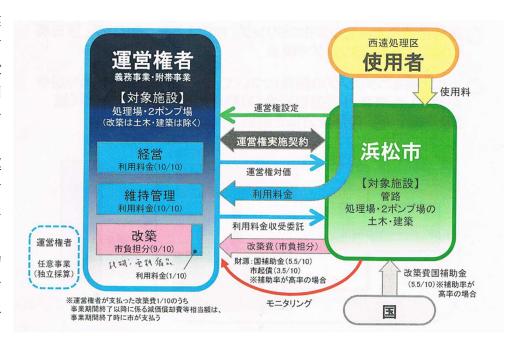
1) 対象事業

浜松市の下水道事業は11の処理区域があり、その内浜松市の下水処理量の5割を占める最も大きい西遠流域下水道を今回の事業対象としている。西遠流域下水道には1カ所の処理場と2カ所のポンプ場があり、①コンセッションの対象業務は汚水処理場における汚水処理業務と維持管理、②2ポンプ場の運転と維持管理、③流域下水道の管路と汚水処理場および2ポンプ場の施設建造物の土木・建築以外の

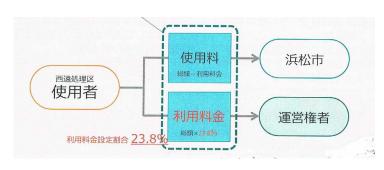
電気設備や機械設備などの改修となっている。なお、電気設備および機械設備等の改修費用の9割は市の負担(従来から国庫補助がある)としている。

2) 事業スキーム

コンセッション運営事業 者は浜松市から施設の運営 権を得て事業を行う。施設 相を得て事業を行う。施設利 用料を利用者が運営権譲渡 に支払う。運営権譲渡は2 018年から20年間、運営権対価のうち1/4を初間を 権対価のうち1/4を初り は分割払いとなる。具体的 にはが、となる。具体的 にはが、となるのでは は汚水処理費用およびの の理場と2ポンプ場施設の



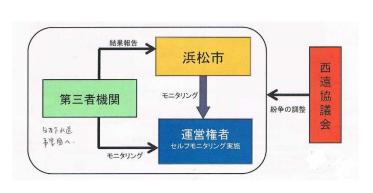
維持管理費用等を運営事業者に、下水管路および施設の土木・建築等改築費等を使用料として浜松市に払う。利用者の支払い方法は他処理地区と同じく水道料金と併せて徴収され、徴収費用は運営事業者および上下水道局それぞれが負担する。



下水道使用料金は全市同じに設定しており、コンセッション運営事業者は下水道使用料金の23.8%が施設利用料として収入となる。運営事業者には利用料金の設定はできない仕組みになっている。但し、運営事業者は5年に1回定期的に利用料等および料金設定割合に関する提案ができること

となっている。また、直近の3年間に資材や人件費の高騰など事業環境に著しい変化が生じた場合は、臨時に利用料金設定割合の改定協議を行うことができるとしている。目安としては日銀の鉱工業物価指数が3年間で12%を超えた場合としており、上方に超えれば引き上げ、下方に超えれば引き下げとなる。

浜松市は運営事業者と業務に関する契約を行い、浜松市は運営事業者の業務についてモニタリングを行う。同時に事業者自身のモニタリングと第三者機関(日本下水道事業団)によるモニタリングが行われる。モニタリング結果による是正措置について紛争が起こった場合の紛争調整機関として西遠協議会が設置されている。西遠協議会



の構成は市から1名、事業者から1名、双方で合意された3名の計5名で構成されている。

3) コンセッション導入のメリットと課題

市としての主なメリットとして、職員の削減や高齢化による技術職減少の対応ができる、運営事業者による経営効率化で老朽施設の更新や耐震化が効率的にできるとしている。西遠流域下水道が県より移管されたことで新たな職員配置が迫られていたが、コンセッション導入によって市職員の増加はモニタリングの職員3名で済んだとしている。浜松市によると20年間の事業期間における運営権対価は25億円、事業期間における削減額は86億5600万円、事業総額の縮減率V/Mは14.4%としている。

市の主な課題としてはモニタリングのノウハウの取得が挙げられている。市は流域下水道処理に関するノウハウがなかったが、2016年、2017年の2年間の引き継ぎ期間があり、研修ができたが技術の継承などの課題はある。また、議会や市民などの理解が挙げられている。

事業者の主なメリットとしては公共部門への事業の拡大、上下水道の経営ノウハウの取得と新たな事業展開が挙げられている。課題としては公営事業ではなかった法人税の負担を挙げている。市民にとってのメリットとしては料金値上げが抑制できるとしている。

3、コンセッション導入についての議会および市民の意見

議会では水道事業ではなく下水処理事業ということで、1会派以外からの反対の声はなかった。市民からは水道事業が外資(ヴェオリアがフランス資本)に売られるのではないかという声が出されたが、下水道事業ということで納得された。

4、調査の所見

今回の調査で下水道事業におけるコンセッションは、管路や建造物の維持管理を含めた全体を民間でやることができないことが理解された。民間事業者は収益性がなければ事業はしない。しかし、管路や設備の維持管理・改築は老朽化が進み維持管理経費が増える一方人口減少が進む中では、事業の収益を上げる見通しが持てない。同時にこのような状況ではなおさら下水道料金を事業者にゆだねることを市民に合意を求めることは不可能である。このような状況を勘案して民間の運営に任せる構造として、民間事業として負担が軽い下水処理業に関連する部分のみが事業対象にされたと考えられる。設定した使用料金割合内で事業者はIT化による人員削減や電気・機械設備等の購入コストを下げることは可能と考えられるが、雇用者の低賃金化がなされるとすれば問題である。

また、技術の継承がなければモニタリング能力や事業終了後の再委託などにおけるチェック機能が失われることが危惧される。浜松市は西遠流域下水道以外に処理場をもっており、当面は問題がないと思われるが、今後の対応は検討する必要がある。

今回浜松市の下水処理に係るコンセッションを見ると、通常の指定管理者との違いが明確にならない。 20年間という長期契約ということで事業者にとっては安定した事業と考えられるが、他方中長期的に 人口減少・高齢化による事業採算性悪化が考えられ、事業者を撤退させないために結果的には市が負担 軽減のための措置を執ることになるのではないかと危惧される。財政支出を伴うのであれば、当初から 直営でやった方が市民への説得力はある。

●愛知県県営道路コンセッション

日 時 日時 2018年1月26日(金)、10:00~11:40

説明員 議会事務局戸塚主査

目 的 愛知県営道路のコンセッションについて道路管理上どのような成果があるのか調査した。

1、コンセッション導入の経緯

1) 事業までの経緯

愛知県営道路公社は1972年に設立され、愛知県99.9%、豊田市0.1%の出資となっている。 豊田市の出資については豊田市が関連する道路事業はすでに償還が終わっているが、公社が精算される ときでなければ豊田市には出資金は返還されないために残っている。コンセッション前は道路整備特別 措置法による有料道路8路線と一般自動車道有料道路1路線を営業していた。

2011年にPFI法が改正されコンセッションが制度化されたが道路は対象外であった。道路整備特別措置法に基づく有料道路を運営できる者は、都道府県等の道路管理者や地方道路公社に限られており、民間事業者がその運営を行うことは認められていなかった。県知事として愛知県の活性化に民間活

力を導入すべきとの考えがあり、国に規制緩和を働きかけてきた。2 012年2月に国に民間事業者による有料道路事業の運営を認め る、構造改革特区制度による規制の特例措置に関する提案を実施。

2014年6月政府の構造改革特区推進本部において、道路整備特別措置法の特例を設けることとする方針が決定。2014年12月に経営状況が良い知多4路線の事業変更を議会の議決を得て、県は道路管理者として同意。2015年7月に構造改革特別措置法の一部改正(国家戦略特区)が成立。検討の結果、地方創生として国家戦略特区の区域指定を申請し、2015年9月に区域指定を受けた。公社管理道路において、①民間事業者による事業者の収入として料金収受、②公社が国の許可を受けた額を上限として民間事業者による料金の決定、③PFI法に基づいて公社との契約や監督の下で事業者による安全や利用者利便の確保ができるようになった。2015年11月応募要項を公表、5グループが応募した。2016年6月に二次審査を行い、前田建設グループを優先交渉権者に選定、同年8月に道路公社と運営事業者が実施契約を締結、同年10月に事業開始した。



2) 選定事業者

前田建設グループの構成は前田建設(グループ代表企業)、森トラスト(ホテル建設)、大和ハウス工業 (物流)、大和リース (バイオガス事業、大型商業施設開発)、セントラルハイウェイ、連携企業MacquarieC.H.L (オーストラリア資本、道路のコンセッション事業者)となっている。オーストラリアの資本を参加させることで海外展開も視野に入れているという。

運営事業者選定における主な評価は事業期間約30年の運営権対価は1,377億円、初年度150億円の支払い)、地域の活性化の提案が挙げられている。地域活性化の提案は①知多半島道路の阿久比パーキングエリアでのパーキングエリアとの連結型大型商業施設「愛知多の大地」の提案、中部りんく

うタウン(空港島)でのグレードの高いホテルの建設、③環境・地域連携事業として知多半島近隣の畜 産農家の廃棄物を使ったバイオガス事業、④地域連携物流事業が提案されている。

2、事業のスキーム

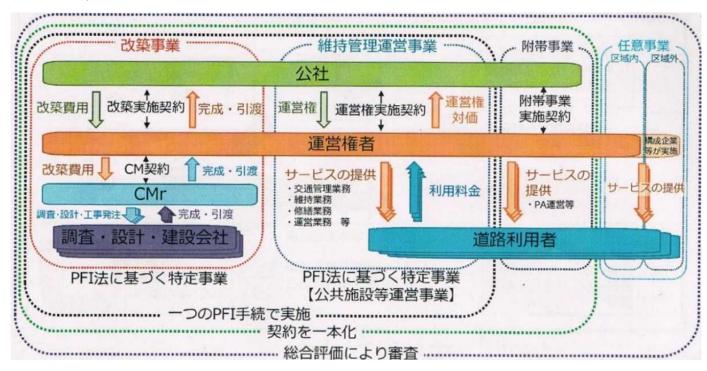
1) 対象事業

公社は資産等の管理および公権力行使を伴う維持管理及び運営業務、運営事業者のモニタリングを行う。運営事業者は公権力に係るものを除く道路の維持・管理及び料金徴収等運営業務、利便施設等の運営を行うことになっている。

国による事業変更許可条件として、①工事予算の変更(地元要望に応えインターチェンジの新設、パーキングエリアの新設、インターチェンジ出口の追加等 1 9 4 億円の新規投資を行う)、②料金の変更(3 8 0 円を 1 8 0 円に、知多半島道路において通勤時間帯(6 時~9 時、17 時~20 時)の 3 割引)、③知多半島 4 路線(知多半島道路、南知多半島、セントレアライン(知多横断道路および中部国際空港連絡道路))の運営をプール化、④料金徴収期間を延長(4 路線全て H58 年 3 月 31 日までに)となっている。新たな投資をすることで事業期間を約 30 年間に延長でき、料金徴収期間を延長することで事業を安定させることができる。

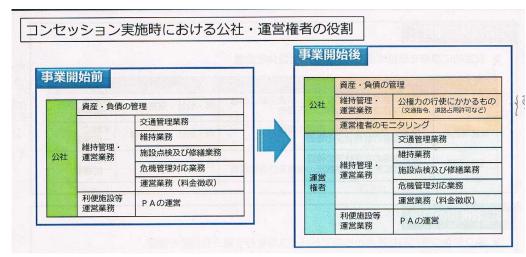
2) 事業スキーム

事業の構成は①改築事業、②維持管理運営事業、③附帯事業、④任意事業の構成で、①②③はPFI手法で契約を一本化、④任意事業は審査における事業評価に組み入れている。改築事業はインターチェンジおよびパーキングエリアの新設・追加は公社が運営事業者に建設を委託し、完成後公社に引き渡し公社が費用を負担する。維持管理運営事業は公社が運営権を付与し、運営事業者は利用者から利用料金を徴収して収入とし、収入から公社に運営権対価を支払う。附帯事業は運営事業者がサービスを提供し収益を得る。任意事業は事業区域と事業区域外とを連携する事業を行い、地域の活性に資するとしている。任意事業の主体は必ずしも運営事業者である必要はないことになっているが、愛知県の場合は事業者の関連企業が実施することになっている。



3)人員体制

コンセッション移行前の人員は、92 人体制(県派遣職員 34 人、公社固有職員 29 人、再任用職員 29 人)であったが、コンセッション移行後は知多 4 路線を除く県管理道路 5 路線の管理を含めて 34 人体制(県派遣職員 8 人、公社固有職員 21 人、嘱託職員 5 名)に縮小された。職員は配置転換および退職者不補充で対応することで解雇者はいない。公社本社および道路管理センターを道路管理センター1 カ



4) リスク分担

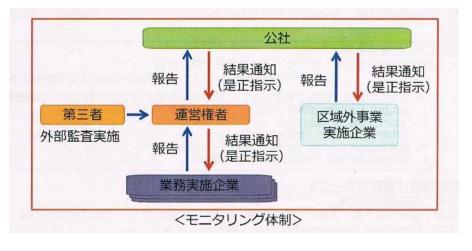
民間事業者が事業継続できるよう運営事業者に対する過度な負担をさせないために、リスク分担が図られている。物価変動による収益の一定の割合(1.5%)を超える増減および交通予測量に対する収入の増減の一定割合(6%)を超えるものについては公社の負担または公社に帰属することとし、それぞれ毎年査定される。軽微な範囲の災害を除き、災害復旧費用は公社が負担する。新たな競合路線の新設による計画収入からの乖離については公社が負担もしくは公社に帰属する。知多半島道路については平行している国道の上部に無料のバイパス道路が計画されており、その影響が考えられている。

5) モニタリング体制

公社は運営事業者が行うセルフモニタリングの報告および運営事業者が外部監査を受けた結果の報告を受けることでモニタリングを行う。区域外事業については事業者から報告を受ける。

事業実施後のチェック体制として、県、公社、運営事業者間に協議レベルに応じた会議体を設置している。①協議会(県、公社、事業者の参加。契約等事業全般に係る協議。年 1 回程度)、②業務報告会

(県、公社、事業者の参加。要求水準の充足状況、課題および運営事業者の財務状況の確認。 半年に1回程度)③連絡会議(公社、事業者の参加。現場での要求水準充足状況の確認、諸課題の進捗状況の確認および情報共有。月1回程度)を設置し、それぞれの会議体には重複するメンバーが参加して会議体



間の協議の共有を図っている。また、事業について中立的かつ専門的な視点からのアドバイス等行う第三者委員会を設置、年に1回程度開催。構成員は運営事業者選定の経緯を把握している民間事業者選定委員会のメンバーから選定している。今後の課題としては、運営事業者の提案が確実に実施されるようチェックすることにある。

3、事業開始後1年の状況

1)管理運営状況

民間では実績がない状況で公社職員7名を3年間運営事業者に派遣し支援することで、公社運営時と同様の管理およびサービス水準が維持できている。災害時などの対応も適切になされ、特に問題はない。 民間事業者としての業務効率化の取り組みとして、ドローンを使った災害状況の確認や橋梁の近接点検、 道路パトロールカーにスマートフォンを搭載させ簡易路面調査の自称実験の取り組みがなされた。また 発注手続きの簡素化や発注の包括化も取り組まれた。

2) 利便施設等の運営状況

運営開始1周年記念の乗り放題となる「1DAYチケット」の販売、パーキングエリアでのフリーWi-Fiの設置、地元産品を生かしたレストラン・ショップのリニューアル工事、工事期間中のキッチンカーを日替わりで出店するスタンプラリーの企画など、地域活性化の取り組みがなされた。

3) 道路利用状況

料金が半額となったことで160万台の利用増、増えた路線では6%増、4路線平均で2.4%増となった。利用台数は増加したが料金を半額にしたことで料金収入は減っている。しかし、計画の料金収入額は下回っていない。計画交通量を適正に見込むことが重要なポイントであるとの説明を受けた。

4、議会および県民の意見

コンセッション導入の条件として地域の活性化や、地元および利用者の要望に応えることとしている ことから特段反対の声は出ていない。

5、調査の所見

道路は基本的には収益を上げることが目的でない。運営事業者が決められた料金体系の範囲内で事業の効率化により収益が上げられるようにすることで事業者にインセンティブを与えるという考え方で道路運営にコンセッションが導入されている。事業者が運営を継続できるようにコンセッションの対象を9路線の中で経営が良い知多4路線を対象とし、事業期間を延長、また利便施設等の附帯事業で収益が得られる仕組みとしている。民間のノウハウを活用して地域活性化に繋がることが同時に事業者の収益増に繋がることを目指している。事業が始まった現時点では順調に進んでいるようである。しかし、りんくうタウン計画の破綻などの過去の開発事例から、経済状況の変動等で事業者の提案が実行されるのかは今後の推移を見る必要がある。また、リスク分担のあり方について適正なのか、今後の推移の中で検証する必要を感じた。愛知県県営道路のコンセッションおよび浜松市の下水道のコンセッションの実態を見たとき、道路、下水道、上水道などの公共インフラの業務委託のあり方として検討の余地はあると考えられるが、公共インフラの運営そのものを収益事業の対象にすることが可能か、また適正なのか疑問が残る。事業終了後に道路が無料化された後の道路の維持管理の費用についてはどのように考えるべきなのか、将来の財政状況を考えたときに大きな課題を感じた。

水道法改正に関する厚生労働省資料

2017年8月29日

水道を取り巻く状況

現状と課題

我が国の水道は、97.9 %の普及率「安全でおいしい水」を達成。(2015年度・厚生労働省) 一方で、水道事業は市町村経営が原則であり、以下の課題に直面し、特に小規模事業体ほど深刻な状況 にある。

①人口減少に伴う水需要の減少

- •約40年後には、人口は約3割減少(約8,600万人)
- ・水道料金収入の基礎となる水需要も約4割減少

②水道施設の老朽化等

- •すべての管路を更新するには130年以上かかる想定。
- •耐震適合率は37.2%にとどまり大規模災害時には断水が長期化するリスク。
- •施設の稼働率は年々低下している。(S40 年度約 100 %→ H26 年度約 70 %)

③職員数の減少

- •組織人員削減、団塊世代の退職により、職員数は約30年前の3割減。
- •特に中小規模の事業体において、職員の高齢化も進行。

④必要な水道料金原価の見積もり不足のおそれ

- •約3割の水道事業体において、給水原価が供給単価を上回っている(原価割れ)
- →これらの課題を解決し、将来にわたり、安全な水の安定供給を維持していくためには、水道の基盤強化を図ることが必要。

併せて、所在確認の取れない指定給水装置工事事業者の排除、無届工事や不良工事の解消も 課題。

水道法の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 関係者の責務の明確化

- (1) 国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
- (2) 都道府県は水道事業者等(水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。)の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- (3) 水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

2. 広域連携の推進

- (1) 国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- (2) 都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- (3) 都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

3. 適切な資産管理の推進

- (1) 水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- (2) 水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
- (3) 水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- (4)水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表す るよう努めなければならないこととする。

4. 官民連携の推進

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道 施設に関する公共施設等運営権

※を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

※公共施設等運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を 地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。

5. 指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定※に更新制(5年)を導入する。

※各水道事業者は給水装置(蛇口やトイレなどの給水用具・給水管)の工事を施行する者を指定でき、 条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日(ただし、3.(2)は施行の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日までは、適用しない。)

関係者の責務の明確化及び広域連携の推進

現状 : 課題

- 高度経済成長期に整備された水道施設の <u>老朽化</u>、人口減少社会の到来による<u>給水人</u> 口・給水量の減少とそれに伴う料金収入の 減少、団塊世代の退職等による水道に携わ る職員数の大幅な減少が課題となっている。
- 水道の普及率は97.9%(平成27年度末)となっており、引き続き未普及地域への水道の整備は必要であるものの、水道の拡張整備を前提とした時代から既存の水道の基盤を確固たるものとしていくことが求められる時代に変化。
- O また、1388の上水道事業の内、<u>給水人口5万人未満の小規模な事業者が952と多数存在</u>(平成26年度)しており、経営面でのスケールメリットを創出することができる<u>広域連携が必要</u>となっていることから、広域連携のより一層の推進を図るため、<u>都道府県に、その推進役として一定の役割が期待されている</u>。

改正案

- 法律の目的における「水道の計画的な整備」を 「水道の基盤の強化」に変更する。
- 国、都道府県、市町村、水道事業者等に対し、 「水道の基盤の強化」に関する責務を規定する。 特に、都道府県には水道事業者等の広域的な連 携の推進役としての責務を規定する。
- <u>国は、</u>水道の基盤を強化するため、<u>基本方針を</u> <u>定める</u>こととする。
- <u>都道府県は</u>水道の基盤を強化するため必要が あると認めるときは、<u>水道基盤強化計画を定める</u> ことができることとする。
- 都道府県は、水道事業者等の間の広域的な連携の推進に関して協議を行うため、水道事業者等 を構成員として、広域的連携等推進協議会を設置 できることとする。

21

官民連携の推進

現状·課題

- 水道事業は、原則として市町村が経営 するものとされている。(第6条)
- O 一方で、<u>水道の基盤の強化の一つの手</u> <u>法</u>として、PFIや業務委託等、様々な形の 官民連携に一層取り組みやすい環境を整 えることも必要。
- 現行制度においても、PFI法に基づき、 施設の所有権を地方公共団体が所有した まま、施設の運営権を民間事業者に設定 することは可能。
- O ただし、施設の運営権を民間事業者に 設定するためには、<u>地方公共団体が水道</u> 事業の認可を返上した上で、民間事業者 が新たに認可を受けることが必要。
- 地方公共団体から、不測のリスク発生 時には地方公共団体が責任を負えるよう、 水道事業の認可を残したまま、運営権の 設定を可能として欲しいとの要望。

改正案

- 最低限の生活を保障するための水道の経営 について、<u>市町村が経営するという原則は変</u> <u>わらない</u>。
- 〇 一方で、水道の基盤の強化のために官民連携を行うことは有効であり、多様な官民連携の選択肢をさらに広げるという観点から、地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、水道施設の運営権を民間事業者に設定できる方式を創設
- 具体的には、地方公共団体はPFI法に基づく <u>議会承認等の手続を経る</u>とともに、水道法に 基づき、<u>厚生労働大臣の許可を受ける</u>ことにより、民間事業者に施設の運営権を設定。
 - ※運営権が設定された民間事業者(運営権者)による事業の実施について、PFI法に基づき、
 - ・運営権者は、設定された運営権の範囲で水道施設を運営。 利用料金も自ら収受。
 - ・地方公共団体は、運営権者が設定する水道施設の利用料金の範囲等を事前に条例で定める。
 - ・地方公共団体は、運営権者の監視・監督を行う。



コンセッション事業の許可について

- ◆ 地方公共団体である水道事業者は、民間事業者に水道施設運営権を設定しようとする場合には、厚生労働大臣等の許可を受けなければならない。
- ◆ 許可の申請に当たっては、水道事業者は実施計画書等を提出しなければならない。
- ◆ 厚生労働大臣等は、許可基準に適合していると認められるときのみ許可を与える。

(実施計画書の記載事項)

- 対象となる水道施設の名称及び立地
- 事業の内容
- 運営権の存続期間
- 事業の開始の予定年月日
- コンセッション事業者(予定)が実施することとなる事業の適正を期するために講ずる措置
- 災害その他非常の場合における水道事業の継続のための措置
- 事業の継続が困難となった場合における措置
- コンセッション事業者(予定)の経常収支の概算
- コンセッション事業者(予定)が自らの収入として収受しようとする利用料金
- その他厚生労働省令で定める事項(実施契約終了時の措置に関する事項等を規定することを想定)

(許可基準)

- 水道施設運営等事業の計画が確実かつ合理的であること。
- 水道施設運営等事業の対象となる水道施設の利用料金が、次の要件に適合すること。
 - ✓ 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。
 - ✓ 料金が、定率又は定額をもって明確に定められていること
 - ✓ 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- 水道施設運営等事業の実施により水道の基盤の強化が見込まれること。

23

コンセッション事業者の業務範囲について

具体的な業務範囲は、個々の実施契約によって個別具体的に定められることとなる。

コンセッション事業者 の実施不可能な範囲

- ○水道事業の全体方針の決定、全体管理
- 経営方針の決定 氷道事業の開始、休廃止、水道施設の更新等に関するものを含む。)
- 利用者との給水契約の内容の決定及び締結
- 水道施設の建設、改修 新設工事、全面除却を伴う再整備に限る。) 等
- ○大規模災害時等の対応
 - ・大規模災害その他想定を超えた事態が発生した場合における応急給水
 - ・大規模災害その他想定を超えた事態が発生した場合における施設の復旧 等
- ○水道施設の更新
 - ・水道施設の更新 耐震化、通常の災害復旧を含む。) 等
- コンセッション事業者 の実施可能な範囲
- ○水道施設の運営等に関する企画等
- ・水道施設の運営等に関する企画
- 利用料金の収受 条例で定められた範囲での利用料金の設定を含む。)
- ○水道の管理に関する技術上の業務
 - ・施設の運転、保守点検、維持・修繕 通常の災害復旧を含む。)
 - ·水質検査、水質管理
 - 給水装置の検査 等

第三者委託制度で実施可能な範囲

1

<岸本聡子さん(トランスナショナル研究所(オランダ)によるレポート>

英国の官民パートナーシップ(PPP)請負企業カリリオンが 2018 年 1 月に倒産した直後、国家機関で財政の監査役である英国会計検査院(NAO)が PPPの仕組みを克明に報告するレポート [PFI and PF2] を発表した。 [PFI (Private Finance Initiative:プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)」とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法である。英国では PFI が用語として一般的に使われている。 PPP はより広義で、 PFI は、 PPP の代表的な手法の一つである。 折しも日本ではこの 5 月に、コンセッション方式の導入を推進する PFI 法改正案が衆議院本会議で賛成多数により可決され参議院に送付された。 英国会計検査院は PFI の対費用効果と正当性を調査し、コスト削減の効果があるか検証した。 英ガーディアン紙は 「納税者は先 25 年、 £ 200 billion(約 29 兆円)を PFI 契約に支払うことに」とする記事(1 月 18 日)で英国会計検査院のレポートの主要な内容を掲載した。 レポートは PFI が公的な財政にプラスであるという証拠が乏しいと結論した。 さらに多くの PFI プロジェクトは通常の公共入札のプロジェクトより 40%割高であると報告。

NAO (英国会計検査院) は、英国が 25 年も PFI を経験しているにもかかわらず「PFI が公的財政に恩恵をもたらすというデータが不足」と報告した。

現在英国では 716 の PFI プロジェクトが進行中で資本価値は £ 60 billion (約8 兆 7878 億円)、年間 の支払い額は 2016-17 で £10.3 billion (約1兆 5084 億円)。新しい PFI プロジェクトが全くなかった としても、2040 年までの支払い金額は £199 billion(約29兆14520億円)に達する。折しも英政府 は、カリリオン(英国 PPP 請負企業)の £ 2.6m ポンド(約 3.8 億円)の株を所有して主要な PFI プロジ ェクトに参画している。カリリオンが倒産したことで、この公的な資金は危機にさらされている。英国 下院、公的会計委員会議長のメグ・ヒラ一氏は「民間の負債を相殺するだけの恩恵がないことを 25 年 間の PFI の経験は示した。今多くの自治体は変更に膨大な費用のかかる柔軟性のない PFI 契約で鎖でつ ながれた状態である」と PFI スキームを痛烈に批判した。「財務省は指摘された問題に対処しないまま PF2 という新しいブランド名で PFI を続行しようとしている。学校や病院にもっと投資が必要である のに、間違った契約で結局は納税者が過剰な支払いをすることになる。」PF2は PFI の批判を受けて、 前ディビット・キャメロン首相のときに導入された。支払ったお金に見合う価値があるかどうか (value for money)と透明性を高めるというのが主な趣旨であるが、PF2 の6つのプロジェクトを精査した結 果も懐疑的である。 レポートによると総体的に公的に資金調達されたプロジェクトより PFI スキームは 高くつき、学校建設の分析では政府が直接ファイナンスするよりも 40%割高である。主要な PFI プロ ジェクトを公的な所有に戻す場合、未払いの債務に加えて追加で£2 billion(約 2929 億円)が必要であ り、これは未払い債務の23%に相当する。

労働党と労働組合は、この非常にリスクの高い PPP・PFI の停止を訴える。「PPP・PFI 企業は追い出されるべき。私たちに必要なのは公的な倫理と確かな管理のもので公務員によって提供される公共サービスである」と党首のジェレミー・コービン氏は言う。GMB(全国都市一般労組)の書記長レアナ・アザム氏は「会計院のレポートは PFI が納税者のお金の破壊的な無駄づかいであることを証明した。カ

リリオンは公共サービスを利益の最大追求の企業に任せたときにどうなるかを示す最新の例の一つで しかない。| と批判した。

これに対し「道路や学校や病院といった重要なインフラは PFI や PF2 で支払われているし、これは経済を活性化させ雇用を創出している。私たちは PF2 を通じて PFI 契約の透明性を高め value for moneyを改善している。納税者のお金は、建設と長期維持管理のリスクが民間セクターに移譲する PFI や PF2 を通じて守られている」と保守党のスポースクマンは語った。

これに続き、ヨーロッパ会計監査院(ECA)も NAO に準じるレポートを発表。

PPPs は公的機関に大規模なインフラを一つの手続きでまとめての発注を可能にするが、これによって競争効果はなくなる。受注者同士の競争がないうえに、ひとつにまとめることで発注者への依存度が高まり、発注者の公的機関は交渉において弱い立場になる。

「さらに調査対象の PPP プロジェクトの大半 (9のうち7) が建設期間中、相当な非効率と、無駄が見られ、プロジェクトの遅れ(最長で52か月)による損失総額は ϵ 7.8 billion(約1兆7億円)に上った。」「スペインとギリシャで高速道路を完成させるために約 ϵ 1.5 billion(約1924億円) の追加の公的資金は必要になった。その 30% (ϵ 422 million – 約541億円)は EU から拠出された。 」レポートを担当したヨーロッパ会計監査院 のオスカー・ヘリックス氏は「潜在的な経済的利益を得る手段として非効率」と結論した。

政府、 影響力行使に歯止め

則禁止は自治体の影響力を などでも同方式の導入を推 ラインを改定した。政府は 式に関する内閣府のガイド 好ましくないと判断、同方 度の趣旨から自治体出資は 分かった。民間に任せる制 則禁止にしたことが13日、 が、運営権を取得した民間 ョン方式」について、政府 進する方針だが、出資の原 を民営化する「コンセッシ 会社への自治体の出資を原 空港など公共施設の

運営 港湾施設や水道事業

に市議会が紛糾した経緯が に対する福岡市の出資を求 て検討した。 今回のガイドライン改定 ある。政府関係者によると、 市長の対立から2017年 める市議会側と、反対する た福岡空港では、運営会社 は、福岡市の議論も踏まえ

弱めることにつながり、論 今月から同方式を導入し に出資する場合でも、 が明確で、出資以外の方法 出資を制限する規定はな ラインには従来、自治体の ない場合を除き、行わない ではその必要性に応えられ かった。改定では「必要性 こと」と追加した。例外的

議を呼びそうだ。

る。 基づく募集要項が示され 拘束力はないが、国などが 同方式の運営会社を公募 員派遣などを禁じた。法的 する際は、ガイドラインに 額に比べて過大な数の役

内閣府によると、ガイド だとの意見が政府内で浮上 会議」が今年3月、ガイド 治体の影響力を弱めるべき の民間開放を進める方針を セッション方式における自 閣議決定。関連して、コン 略2017」で、公的資産 したため、全閣僚でつくる 長戦略を示す「未来投資戦 「民間資金等活用事業推進 政府は昨年6月、国の成

む熊本空港も、募集要項で ン方式の導入手続きが 進 定前だったことから、県の 出資は可能。コンセッショ ライン改定を決めた。 めたのはガイドライン改 同じ理由でガイドラインの ンセッション募集要項を定 している。しかし、国がコ 遺する基本合意契約を締結 業連合と福岡県が8月、県 営会社の親会社に当たる企 が運営会社に最大10%出資 目治体出資を認めており、 し、非常勤取締役1人を派 福岡空港民営化では、

適用外となる。

市議会議員(早良区) あらき龍昇

〒814-0033 福岡市早良区有田5丁目17-7 TEL 092-862-8980 FAX 092-862-8985

mail:f-lopas@hf.rim.or.jp
Hp:http//www.araki-jp.com/

2018年12月作成